令 和 6 年 度

第 1 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 6 年 4 月 30 日（火）

上越市市民プラザ　2 階　第二会議室

令和６年度　第１回第二農地部会定例会議事録

日　時　令和６年４月30日（火）午後２時10分
会　場　上越市市民プラザ　２階　第二会議室

１　出 席 委 員

(1)　農業委員(11名)

11番　笠原	１番　長井	３番　竹原
５番　橋本	７番　滝沢	８番　小山
10番　五十嵐	12番　長瀬	17番　髙波
18番　田鹿	19番　中嶋	

(2)　農地利用最適化推進委員（14名）

(安塚区)	松苗	和栗	
(浦川原区)	井部	藤村	
(大島区)	髙橋		
(牧　区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	小林		
(大潟区)	細谷		
(頸城区)	伊巻	上原	
(吉川区)	常山	石野	

２　欠 席 委 員

(1)　農業委員… 21番　大島

(2)　農地利用最適化推進委員…（大島区）　小山
（柿崎区）　平野　　佐藤
（三和区）　髙橋　　福原

３　職務のため出席

(1)　事務局員

安塚区駐在室	主　任	岩崎
浦川原区駐在室	主　任	春谷
大島区駐在室	主　任	朝倉
牧区駐在室	主　任	樋口
柿崎区駐在室	室　長	石澤
	主　任	上田
大潟区駐在室	班　長	吉田
頸城区駐在室	主　任	閏間
吉川区駐在室	班　長	高橋
三和区駐在室	班　長	橋立

4　会議に附した事件

(1)議事録署名委員の氏名

5番　橋本　　7番　滝沢

(2)審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第1号　農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号　農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号　上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号　上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案第1号　農地法第3条許可申請について

議案第2号　上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第3号　上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

報告第1号　農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号　農地法第3条許可申請について

議案第2号　農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号　上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第1号　農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号　上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号　上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第3号　上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第1号　農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号　上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第1号　農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号　農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号　上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号　上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第1号　上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号　上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号　農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号　上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号　上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑨三和区駐在室管内分

報告第１号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第１号　農地法第 3 条許可申請について

議案第２号　農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第３号　上越市農用地利用集積計画の決定について

	【１．開会】　　午後２時10分
柿崎区 駐在室長	それでは、これより令和６年度第１回第二農地部会定例会を開催いたします。
	【２．部会長あいさつ】
柿崎区 駐在室長	会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。
	（笠原部会長あいさつ）
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
	【３．資格審査報告】
議　長	事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員11名、欠席委員１名であり、上越市農業委員会会議規則第７条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員14名、欠席推進員５名です。
	【４．議事録署名委員の指名】
議　長	次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 ５番　橋本委員、７番　滝沢委員を指名いたします。
	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】
議　長	議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 ８番　小山委員の発声でお願いいたします。 （上越市農業委員会憲章の唱和）
	【６．議事】
議　長	それでは、議案の審議に入ります。
	≪<u>安塚区駐在室の議案</u>≫
議　長	最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
	<u>＜報告第１号　農地法第18条第６項の規定による合意解約通知について＞</u>
議　長	報告第１号「農地法第18条第６項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区 駐在室	安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。 番号2103番から番号2105番までは、合意による解約であり、返還後の利用計画は、耕作者への売却、贈与及び一部休耕です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	＜議案第1号　農地法第5条第1項許可申請について＞
議　長	議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」ご説明いたします。 2頁、2101番をご覧ください。 某法人が「工事用地」として一時転用するものです。 3頁と4頁に位置図、5頁と6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 申請者である某法人が送電設備撤去工事を行うため、工事ヤードとして利用するものです。 工期は令和6年5月9日から令和6年12月19日までです。 農振地域内にある農地ですが、工事の性質上、他の土地では代用することができない一時的な利用であり、許可基準を満たしているものと判断しました。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議　長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

	＜議案第２号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞
議　長	議案第２号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
安塚区駐在室	議案第２号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転３件をご説明いたします。 議案書は７頁、番号2126番から番号2128番をご覧ください。 所有権移転の３件とも、現在の耕作者と地権者との合意により、受人に所有権移転するものです。 本案件は、３件とも報告第１号の関連案件です。 なお、これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	続きまして、貸借権設定４件について、事務局の説明を求めます。
安塚区駐在室	８頁、番号2122番から、９頁、番号2125番をご覧ください。 ８頁、番号2122番は、一時転用地が農地に復旧したことから、新規に権利を設定するもので、期間は３年です。 ８頁、番号2123番と番号2124番は、いずれも、契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は、番号2123番は１年、番号2124番は６年です。 ９頁、番号2125番は、耕作者が労力不足のため、地域の担い手の農業者へ新たに貸し付けるもので、契約期間は１年です。 これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）

議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。 ＜議案第３号　「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」＞
議　長	議案第３号　「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
安塚区駐在室	議案第３号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定１件をご説明いたします。 議案書は10頁をご覧ください。 番号2104番は、円滑化団体を通じて賃貸借契約を結んでいましたが、契約期間が満了したため、中間管理機構を通じて受人へ貸し付けるものです。 具体的な対象農用地等リストは、11頁のとおりです。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 ≪浦川原区駐在室の議案≫
議　長	次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜議案第１号　農地法第３条許可申請について＞
議　長	報告第１号「農地法第３条許可申請について」事務局の説明を求めます。
浦川原区駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第１号「農地法第３条許可申請について」説明いたします。 １頁、番号2501番の１件です。 譲渡人が財産整理のため申請地の隣を耕作している譲受人に所有権移転するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第３条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議　長	確認された委員の説明を求めます。
井部委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
	＜議案第２号　上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞
議　長	議案第２号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
浦川原区駐在室	議案第２号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定１件を説明いたします。 議案書は２頁をご覧ください。番号 2503 番の１件です。 地主耕作でしたが、労力不足のため、新規に農地中間管理事業を通じて地域の担い手と賃借権の設定を行うものです。 具体的な対象農地は、３頁の対象農用地リストのとおりです。 この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

	＜議案第３号　上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について＞
議　長	議案第３号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
浦川原区駐在室	議案第３号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転１件を説明いたします。４頁、番号2503番です。 この案件は効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の旧耕作者から下段の新耕作者に変更するものです。 具体的な対象農地は、５頁の対象農用地等リストのとおりです。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
	≪大島区駐在室の議案≫
議　長	次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
	＜報告第１号　農地法第18条第６項の規定による合意解約通知について＞
議　長	報告第１号「農地法第18条第６項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
大島区駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第１号「農地法第18条第６項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は、１頁をご覧ください。 番号2901番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は他者に貸付です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	＜議案第１号　農地法第３条許可申請について＞
議　長	議案第１号「農地法第３条許可申請について」事務局の説明を求めます。
大島区駐在室	議案第１号「農地法第３条許可申請について」ご説明いたします。 議案書の２頁、番号2901番をご覧ください。 譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人より売買により所有権移転するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第３条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	確認された委員の説明を求めます。
滝沢委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議　長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
	＜議案第２号　農地法第５条第１項許可申請について＞
議　長	議案第２号「農地法第５条第１項許可申請について」事務局の説明を求めます。
大島区駐在室	議案第２号「農地法第５条第１項許可申請について」ご説明いたします。 議案書の３頁、番号2901番をご覧ください。 申請者である某法人が送電設備の撤去に伴い、隣接する申請農地の一部を工事用地として利用するため、賃貸借権を設定して一時転用するものです。 ４頁、５頁に位置図、６頁、７頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

	工事期間は、令和6年5月9日から令和6年12月19日までで、工事完了後は速やかに農地に復旧する計画です。 土地利用計画は、隣接する原野の土地も利用し、ケーブルの巻き取りに使用する作業ヤードやヘリポート、休憩小屋の設置等に利用するものです。 隣接する農地の所有者、農家組合長、町内会長からは同意を得ており、また、転用者、農地の所有者から周辺農地に被害を及ぼさない旨の誓約書が提出されています。 工事用地は、必要最小限な面積の転用としており、工事の性質上、他の土地では代用することができず一時的な利用であることから、許可基準を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。 <u>＜議案第3号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>
議　長	議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
大島区駐在室	議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定16件をご説明いたします。 8頁、番号2931番から11頁、2946番をご覧ください。 番号2931番から2941番の11件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。番号2942番から2946番の5件は、いずれも渡し人の労力不足により、新規に地域の担い手に貸し付けるものです。 これら16件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）

議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手） 賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。 ≪牧区駐在室の議案≫
議　長	次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜報告第１号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞
議　長	報告第１号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
牧　区 駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第１号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1 頁をご覧ください。 番号 3307 番から 3309 番は、すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号 3307 番が他者へ貸付、番号 3308 番と番号 3309 番は中間管理機構へ貸付です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。 ＜議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞
議　長	議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
牧　区 駐在室	議案第１号 「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 9 件を説明いたします。 2 頁、番号 3352 番から 4 頁、番号 3360 番をご覧ください。

	2 頁、番号 3352 番は、報告第 1 号の関連案件です。この案件と番号 3353 番は、いずれも譲渡人の労力不足により、新たに相対契約により利用権を設定するものです。 2 頁、番号 3354 番から 4 頁、番号 3360 番の 7 件は、契約期間満了に伴う再設定です。 いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。 **<u>＜議案第 2 号　上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u>**
議　長	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
牧　区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。5 頁、番号 3304 番をご覧ください。 番号 3304 番は、これまで円滑化団体を介した契約により貸借権を設定していましたが、期間満了に伴い、農地中間管理機構を介した契約で貸借権を設定するものです。 なお、契約期間は耕作者の意向により中山間地域等直接支払交付金の 6 期対策を想定した期間となっています。 本件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）

議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手） 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 ＜議案第３号　上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について＞
議　長	議案第３号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
牧　区 駐在室	議案第３号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転１件を説明いたします。 ７頁、番号3305番をご覧ください。 農地中間管理機構を通じ貸借権を設定した現耕作者が労力不足となったため、近隣で耕作している地域の担い手へ貸借権を移転するものです。 具体的な対象農地は、８頁の対象農用地等リストのとおりであり、契約期間は、現在の契約期間を引き継ぐものです。 本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、市長より、農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり） 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手） 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 ≪柿崎区駐在室の議案≫
議　長	次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜報告第１号　農地法第18条第６項の規定による合意解約通知について
議　長	報告第１号「農地法第18条第６項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
柿崎区	柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3720番、3721番の2件をご覧ください。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	<u>＜議案第1号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>
議　長	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
柿崎区駐在室	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。2頁、番号3788番をご覧ください。 財産整理のため、利用権を設定していた譲受人へ売買により、所有権を移転するものです。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	続きまして、貸借権設定49件について、事務局の説明を求めます。
柿崎区駐在室	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定49件のうち、新規案件のみ説明いたします。 3頁、番号3789番から13頁、3837番をご覧ください。 4頁、3793番、3794番は労力不足により、地域の担い手へ貸し付けるものです。 5頁、3801番から8頁、3815番は、これまで受人の父親と賃貸借契約を結んでいましたが、契約期間満了を機に後継者である息子と貸借権を設定するものです。 10頁、3825番から12頁、3833番は、労力不足等により、近隣で経営を拡大している受人へ貸し付けるものです。

	これら 49 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。 ≪<u>大潟区駐在室の議案</u>≫
議　長	次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。 <u>＜報告第 1 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u>
議　長	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	大潟区駐在室です。よろしくお願いします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告します。1 頁、番号 4615 と 4616 番の 2 件をご覧ください。 いずれも、合意による解約であり、返還後の利用計画は中間管理機構へ貸付けるものです。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。 <u>＜報告第 2 号　農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u>

議　長	報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区駐在室	報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。 ２頁、番号4603番をご覧ください。 大潟区下小船津浜地内の登記簿地目「畑」に個人用住宅を建築するため転用するものです。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。 <u>＜議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>
議　長	議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
大潟区駐在室	議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定３件を説明します。 ４頁、番号4693番、4694番、4695番は、契約期間満了に伴う再設定で契約期間は10年です。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

	＜議案第２号　上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞
議　長	議案第２号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
大潟区駐在室	議案第２号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定３件を説明いたします。４頁、番号 4603 番、4604 番、4605 番をご覧ください。 これは、いままで相対契約であったものを、農地中間管理機構を通した契約とするものです。 具体的な対象農地は、５頁の対象農用地リストのとおりです。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
	≪頸城区駐在室の議案≫
議　長	次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
	＜議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞
議　長	議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
頸城区駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転１件を説明いたします。１頁、番号 5428 番をご覧ください。 譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。 なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

	（「ありません」の声あり）
議　長	続きまして、貸借権設定 31 件について、事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	2 頁、番号 5429 番から、8 頁、番号 5459 番をご覧ください。 番号 5431 番から番号 5433 番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、相対契約で新たに利用権を設定するものです。 3 頁、番号 5434 番の借受人である〇〇さんについて、居住は妙高市（旧新井市）ですが、牧区の出身であり、同区内で約 25 町歩の経営面積を有しています。 番号 5435 番から 8 頁、番号 5459 番は、期間満了に伴う再設定です これら 31 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。 <u>＜議案第 2 号　上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u>
議　長	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」説明いたします。 9 頁及び 10 頁をご覧ください。 番号 5335 番から番号 5338 番は、一括方式による貸借権設定です。 なお、番号 5335 番については、現在賃借料について、10 アール当たりの単価を 11,000 円に変更すべく手続き中であることを補足します。 具体的な対象農地は、11 頁の対象農用地リストのとおりです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。以上です。

議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり） 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手） 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 ≪吉川区駐在室の議案≫
議　長	次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜報告第１号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞
議　長	報告第１号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
吉川区駐在室	吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第１号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告いたします。 1 頁、番号 6211 番から番号 6213 番までの 3 件をご覧ください。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付が 2 件、中間管理機構へ貸付 1 件です。 備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり） 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。 ＜議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞
議　長	議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区 駐在室	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件について、説明いたします。 議案書は2頁、番号6354番をご覧ください。 譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。 この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	続きまして、貸借権設定について審議いたしますが、3頁、番号6357番及び4頁、番号6358番は○○委員の案件ですので、議事参与の制限により、○○委員は一時退席をお願いいたします。 （○○委員 退席）
議　長	それでは、○○委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定」について、○○委員に関連する貸借権設定2件を説明いたします。 3頁、番号6357番及び4頁、番号6358番をご覧ください。 いずれも譲渡人の労力不足により、新たに相対契約により利用権を設定するものです。 番号6357番は、報告第1号の関連案件です。 いずれも、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、○○委員関連の番号6357番及び6358番を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 （○○委員 復席）
議　長	続きまして、○○委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。

吉川区 駐在室	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定」について、○○委員に関連以外の案件12件を説明いたします。 3頁、番号6355番から6頁、番号6368番をご覧ください。 3頁、番号6355番から5頁、番号6364番、6頁、番号6368番の9件は期間満了に伴う再設定です。 5頁、番号6365番から番号6367番の3件は新規設定であり、いずれも賃貸人の労力不足により、近隣で耕作する担い手が借り受けるものです。 これら12件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。 **<u>＜議案第2号　上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u>**
議　長	議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」説明いたします。 7頁、番号6204番から8頁、番号6207番をご覧ください。 いずれも、これまで相対契約であったものを、農地中間管理機構を通した契約とするものです。 具体的な対象農地は9頁から12頁の対象農用地リストのとおりです。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
	≪三和区駐在室の議案≫
議　長	次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
	＜報告第１号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞
議　長	報告第１号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
三和区駐在室	報告第１号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は１頁をご覧ください。 番号 8613 番から 8628 番までの 16 件です。 番号 8613 番から 8626 番までの 14 件は、中間管理機構を利用するため現在の契約を一旦、解約するものです。 番号 8627 番及び 8628 番は、現在の耕作者へ売却するため、現在の賃貸借契約を解約するものです。 なお、関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	＜議案第１号　農地法第３条許可申請について＞
議　長	議案第１号「農地法第３条許可申請について」事務局の説明を求めます。
三和区駐在室	議案第１号「農地法第３条許可申請について」説明いたします。 ４頁、番号 8603 番をご覧ください。 家庭菜園として利用する譲受人に申請農地を贈与するものです。

	譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	確認された委員の説明を求めます。
○○委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。 <u>＜議案第2号　農地法第5条第1項許可申請について＞</u>
議　長	議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。 5頁をご覧ください。 番号8602番の申請者は、申請農地の隣にある建物を取得し、従業員宿舎として利用するに当たり。駐車場として整備するものです。 4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので合わせてご覧ください。 申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。 工期は、令和6年5月1日から令和6年5月31日までです。 土地利用計画は、3台分の駐車スペースで宅地部分も含めると6台分の駐車スペースとなります。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

	（「ありません」の声あり）
議　長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
	＜議案第３号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞
議　長	議案第３号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転３件を審議しますが、全て○○委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、○○委員は一時退席をお願いいたします。
	（○○委員 退席）
議　長	それでは、事務局の説明を求めます。
三和区駐在室	議案第３号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転３件を説明いたします。議案書は８頁をご覧ください。 番号8646番は、これまで耕作していた法人が所有権を取得するものです。 番号8647番及び番号8648番は、一枚田の隅にある農地を取得し、これらの農地も合わせて一枚田として利用するため、所有権を取得するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
	（○○委員 復席）

議　長	続きまして、貸借権設定2件を審議しますが、9頁、番号8650番の1件は、○○委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、○○委員は一時退席をお願いいたします。 （○○委員 退席）
議　長	それでは、○○委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
三和区駐在室	議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件のうち、○○委員関連の番号8650番の1件を説明いたします。議案書は9頁をご覧ください。 この案件は、取得した農地を所属する法人に貸し付けるものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、○○委員関連の番号8650番の1件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 （○○委員 復席）
議　長	続きまして、○○委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。
三和区駐在室	議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件のうち、○○委員関連の番号8650番の1件を除く1件を説明いたします。議案書は9頁をご覧ください。 この案件は、契約期間満了に伴い、契約を更新するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議　長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
	【７．その他】
笠原部会長	事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦労様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
	【８．部会長職務代理あいさつ】
柿崎区 駐在室長	閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 （田鹿職務代理あいさつ）
	【９．閉会】
柿崎区 駐在室長	以上をもちまして、令和６年度第１回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。 午後３時12分終了 （農地部会終了後、地区会議開催）

上越市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

議　　長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿